

仕様書

1 業務名称

大阪・光の饗宴公式ホームページ管理運営等業務委託

2 契約期間

令和5年4月1日～令和5年8月31日

3 履行場所

発注者が指定する場所

なお、本業務の拠点となる事務所を受注者が大阪府内に確保すること。

4 業務内容

大阪・光の饗宴の公式ホームページの管理運営等を行う。

(1) サーバー使用にかかる契約

サーバーについては、新設、或いは現状のものを引き継ぐ方法のどちらでも可。

なお、ウェブサイトのデータについては、一部を除き提供することは可能である。また、ドメインについては、発注者が管理している。

(2) サーバーの保守管理

(3) サーバー使用料の支払い

(4) テストサーバーの確保

(5) ページ等の改修及び更新

ページ改修・更新については、本アップを行う前にテストアップを行い、発注者の確認を受け
たうえで本アップを行うこと。

- ・公式ホームページのタイトル及びロゴを開催年度のものに変更、前年度情報の更新、またそれに付随する作業を行うこと。

- ・フォトライブラリーについて、ロゴデータのサンプルを開催年度のものに変更すること。そのほか、発注者より指示のある画像を変更すること。

- ・新着 NEWS・各種募集ページを更新すること。更新回数については以下のとおりを予定している。

開催情報：4回程度

入札契約情報：契約期間中の案件数は6件程度。1件あたり、3回程度更新予定。

- ・その他、各ページについて、発注者より指示があれば適宜更新すること。

(6) 画像及びロゴデータ利用に伴うシステムの管理

必要なシステム要件は以下のとおり。

- ・利用者はWeb フォームで申請ができること。

- ・利用者から申請を受け付けた際に、発注者指定メールアドレスへ通知が届くこと。

- ・画像及びロゴデータはそれぞれクラウドストレージ内に格納し、その URL を伝えることで利用者自らが任意のデータをダウンロードできること。

- ・申請内容一覧がリスト化されるとともに、管理者が閲覧及びデータ抽出できること。

現状の申請フォームの必要入力項目及び格納データは以下 URL を参照。

画像・ロゴデータ申請（フォトライブラリー）

<https://hikari-kyoen.com/pr/>

格納データ URL (画像データ)

<https://drive.google.com/drive/u/4/folders/1krWhRU8JDJLCiUsdVKScB0qGRw07JN-h>

利用者からの申請の管理及び画像及びロゴ提供については発注者で行う。

システムについては、新設、或いは現状のものを引き継ぐ方法のどちらでも可。

システムに不具合等生じた際には速やかに復旧作業を行い、復旧作業が完了し次第速やかに発注者に連絡すること。

(7) 障害発生時の対応

障害が発生した場合は、検知した時点で発注者に連絡するとともに、速やかに復旧作業を行い、復旧作業が完了次第、本市に連絡すること。

<参考>

- ・大阪・光の饗宴公式ホームページ：<https://www.hikari-kyoen.com/>
- ・令和4年度の公式ホームページの参考情報については、別紙1のとおり。

5 提出書類

別紙2「提出書類の様式(経常型用)」に記載の書類を各提出期限までに提出すること。

6 その他

- (1) 業務実施にあたり、前年度の業務受注者から円滑な引き継ぎを受けること。
- (2) 契約期間終了等により、次期業務受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供すること。
- (3) 発注者との打ち合わせ等については、その都度、業務打ち合わせ書(議事録等)を作成すること。
- (4) 受注者は、委託業務の遂行上、知り得た情報を受注業務遂行の目的以外での使用及び第三者へ提供してはならない。
- (5) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (7) 障害発生 of 未然防止に努めること。コンピューター・ウィルス等に感染することのないよう、受注者のコンピューター及びシステム環境について、適正に管理すること。
- (8) 障害発生時には、障害発生箇所を速やかに特定し、障害拡大の防止・除去に最大限努めること。
- (9) ページ更新作業については、至急対応を依頼する場合もあるため、その際はできる限り協力すること。
- (10) 受注者は業務終了後、以下の内容を記載した業務報告書を作成し、発注者へ提出すること。なお、すべて契約期間中における解析内容であること。

公式ホームページへの総アクセス数	セッション数 (ホームページを訪問した人の数(訪問数・延数))
	平均セッション時間 (1回の訪問の間に滞在した平均時間)
	ユーザー数 (訪問者の総数)
	ページビュー

	(閲覧されたページの合計数)
	ページ/セッション (1回の訪問で閲覧したページ数)
ユーザーサマリー	ユーザーの増加が著しく変化しているタイミングについては、解析から推測される要因等を記載すること。
ホームページへの国別及び都道府県別セッション数	
ホームページへのデバイス別アクセス数	スマートフォン、パソコン、タブレット
ページ訪問方法	キーワード検索、直接、他サイトURL経由、SNS経由 ※キーワード検索については、キーワードの内容も記載すること。
ホームページへの流入元情報	サイト名、URL
ホームページの基本情報	サーバーの契約内容及びスペック
	各月ごとのデータ転送量

(11) 一括再委託等の禁止

①業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 本仕様書「4 業務内容」に記載する業務

②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

④地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

⑤受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。